◎戦没者の父母等に対する特別給付金

支給法の一部を改正する法律

(平成二〇年四月一八日法律第一八号)

一、**提案理由**(平成二〇年四月二日・衆議院厚生労働委員)

○姓案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。○姓案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。○姓添国務大臣 ただいま議題となりました戦没者の父母等にの提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ため、この法律案を提出した次第であります。

東京が、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給するみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところであいますが、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の内容は、平成十五年に継続して支給することとされた

とであります。 て特別給付金として額面百万円、五年償還の国債を支給するこ特別給付金国債の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改め

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要であります。

し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二〇年四月八日)

す。○茂木敏充君』ただいま議題となりました両案について、厚生がのでは、

正する法律案について申し上げます。
まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改

円、五年償還の国債を特別給付金として支給しようとするもの本案は、戦没者の父母等に対し、平成二十年度から額面百万

であります。

疑終局後、まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法改労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四日に質疑を行い、質両案は、去る四月一日本委員会に付託され、翌二日舛添厚生......

決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議職者及び漁業離職者等に関する臨時措置法改正案について、採決すべきものと決した次第であります。次いで、駐留軍関係離終正案の趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもって修正議正案について、自由民主党及び公明党より修正案が提出され、

以上、御報告申し上げます。

決した次第であります。

○委員会修正の提案理由(平成二○年四月四日)

○大村委員 ただいま議題となりました戦没者の父母等に対する修正案にる特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案にる大村委員 ただいま議題となりました戦没者の父母等に対する

ら適用することであります。 ている施行期日を「公布の日」に改め、平成二十年四月一日か修正の要旨は、原案において「平成二十年四月一日」となっ

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年四月一一日)

て、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上○岩本司君─ただいま議題となりました両法律案につきまし

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

者の父母等に対し、改めて額面百万円、五年償還の特別給付金戦没者の父母等に対する特別給付金国債の償還が終了した戦没正する法律案は、平成十五年に継続して支給することとされたまず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改

げます。

ります。 規定は平成二十年四月一日から適用する旨の修正が行われておめお、衆議院において、施行日を公布の日に改め、改正後の国債を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、戦------(略)------

没者の父母等に対する特別給付金の請求手続等を簡素化する方

由、駐留軍等労働者労務管理機構の業務、組織等の在り方、漁調査の在り方、駐留軍等関係離職者対策を五年間延長する理策、特別給付金制度等の周知の必要性、一般戦災者等に対する

質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をその詳細は会議録によって御承知願います。

業離職者に対する支援体制等について質疑が行われましたが、

以上、御報告申し上げます。

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

四三